



★申請はお早めに★

## マイナンバーカードの新規取得手続きをした人へ商品券を差し上げます

申問 市民課 ☎ 516755



市では、マイナンバーカード取得促進のため、対象期間中にマイナンバーカードの新規申請と交付手続きをした人へ、市内店舗などで利用できる商品券を差し上げています。

申請期限は11月15日(月)までとなっていますので、お早めの手続きをお願いします。

なお、商品券はマイナンバーカード交付時に一緒にお渡しします。

※対象条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民課までお問い合わせください。

※申請書の発行や写真撮影は市民課でできます。希望する人はお問い合わせください。

詳しくはQRコードからご覧ください



◀商品券の配布について



◀顔写真の撮影について



## 予約制マイナンバーカード受け取り専用臨時窓口を開設します

申問 市民課 ☎ 516755

とき 10月24日(日) 午前8時30分～正午

ところ 市民課 ※来庁の際は本館東側出入り口をご利用ください。

定員 30人程度

予約方法 事前に電話や窓口で予約してください。

予約がない場合は受け付けできません。

※予約時に希望時間、人数、来庁予定者の氏名、住所などを確認します。

※マイナンバーカード交付以外の業務（マイナポイント手続きなど）は行いません。



## マイナンバーカードを保険証として利用できます

問 政策財政課 ☎ 516785

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。

利用するには、事前登録が必要となります。

詳しくはマイナポータルホームページをご覧ください。

マイナポータルのURL

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

QRコード▶



マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みや操作方法などは、マイナンバー総合フリーダイヤルまたは、健康保険証の発行機関にお問い合わせください。

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

【注意】マイナンバーカードに対応していない医療機関・薬局では、これまで通り健康保険証が必要となります。

※自身で事前登録ができない場合は、登録用の端末を国民健康保険課と市民課に隣接するエントランスホールに設置していますので、ご利用ください。

※事前登録には、マイナンバーカードとマイナンバーカード作成時に登録した暗証番号の入力が必要です。

### マイナンバーカードの健康保険証利用の主なメリット



☆健康保険証としてずっと使える

☆健康管理や医療の質が向上

☆医療保険の資格確認がスピーディーに

☆マイナンバーカードで医療費控除も便利に

## マイナンバーカードの保険証利用は中央病院も対応しています！

問 中央病院 ☎ 235121

中央病院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができるオンライン資格確認が始まりました。

手続きの簡素化により利便性が向上しますので、マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご利用ください。

